

公益財団法人全日本軟式野球連盟 補助金等の交付等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長い歴史と伝統を持つ軟式野球は手軽で安全に楽しめるため、小・中学生から社会人、還暦さらには古希など幅広い人々の楽しむスポーツとして発展を続けてきた。21世紀、更なる少子高齢化へ加速が進む我が国にとって、人々が生涯にわたってスポーツを楽しみ、親しむ機会を提供していくことはきわめて大きな意義があり、軟式野球を統括する法人として、今後もその役割の一端を担っていくために、野球関係団体が行う活動に対して補助するため、補助金等の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金等に係る予算の執行に関する基本事項に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、補助金等とは次に掲げる、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 負担金等
- (2) 助成金等
- (3) 協賛金等
- (4) 運営費等

(補助基準)

第3条 補助を行う団体は次によるものとする。

- (1) 本連盟の加盟団体
- (2) 全日本大学軟式野球協会
- (3) 全国専門学校野球連盟
- (4) 全日本還暦軟式野球連盟
- (5) 日本高等学校野球連盟
- (6) 定時制高等学校野球連盟
- (7) 全日本ろう社会人野球連盟
- (8) 全国官公庁野球連盟
- (9) 全日本女子軟式野球連盟
- (10) 他補助等を必要とした場合は、理事会及び評議員会により決定する。

(補助金等の基準)

第4条 補助金等の金額については、第3条の基準及び団体の規模、野球界における歴史的背景などを考慮し、審査の上、毎年、理事会及び評議員会において決定することとする。

(補助金等の交付の申請)

第5条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を

会長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の団体名及び代表者名
- (2) 補助金の交付申請額及び添付書類
- (3) 補助金の収支予算書及びその算出の基礎資料
- (4) その他別に定める事項

(補助金等の交付の決定)

第6条 会長は、補助金等の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金等の交付を決定するものとする。

(補助金等の交付の条件)

第7条 会長は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的の達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助金等の内容及び経費の配分の変更をしようとする場合においては、すみやかに会長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助金を中止又は廃止しようとする場合においては、すみやかに会長の承認を受けるべきこと。

(決定の通知)

第8条 会長は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規則による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取り下げをすることができる。

会長は、申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金等の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告)

第10条 補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を、次に掲げる事項を記載した実績報告書を会長に報告しなければならない。

- (1) 実績報告書、団体名及び代表者名
- (2) 事業名及び大会プログラムと収支決算書

2. 前項の規則による報告は、補助事業等の完了の日から2箇月以内で行わなければならない。

(決定の取消し)

第11条 会長は、補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく会長の指示若しくは命令に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(補助金等の返還)

第12条 会長は、前条の規則により、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、期限を定めて、当該補助金等の返還を命ずるものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、補助金等の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、平成25年1月7日から施行する。